

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(級別資格基準表の適用方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる教職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の教職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。</p> <p>(1) 正規の試験の結果に基づいて教職員となった者</p> <p>(2) 前号に該当し、その後引き続いて国家公務員、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、公庫・公団等の職員(公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に掲げる法人に勤務する者及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)又は独立行政法人等の役員(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人(特定独立行政法人を除く。))又は国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人(日本郵政公社を除く。)の役員をいう。)(以下「国家公務員等」という。)となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて教職員となった者及び前号に準じて国家公務員等として勤務した後、引き続いて教職員となった者</p> <p>(後 略)</p>	<p>(級別資格基準表の適用方法)</p> <p>第5条</p> <p>2</p> <p>(同 左)</p> <p>(1)</p> <p>(2) 前号に該当し、その後引き続いて国家公務員、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、公庫・公団等の職員(沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に掲げる法人に勤務する者及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)又は独立行政法人等の役員(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人(特定独立行政法人を除く。))又は国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人(日本郵政公社を除く。)の役員をいう。)(以下「国家公務員等」という。)となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて教職員となった者及び前号に準じて国家公務員等として勤務した後、引き続いて教職員となった者</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、平成20年10月1日から施行する。</p>